

伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急景気対策の一環として、経済環境の変動等に影響を受けている市内中小企業者等を支援するため、伊勢原市緊急経営支援特別資金融資を受けた市内中小企業者等に対し、市が予算の範囲内で行う利子補給について、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(利子補給の対象)

第2条 利子補給を受けることができる対象者は、伊勢原市緊急経営支援特別資金融資を受けた市内中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては利子補給は行わない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 融資資金の償還を延滞し、期限の利益を喪失した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が交付することが適当でないと認めた者

(利子補給の期間及び額)

第3条 利子補給の期間は、融資を受けた日から起算して、その融資期間の概ね2分の1の期間とする。ただし、利子補給期間内に一括返済したときは、その一括返済した月の前月までとする。

2 利子補給の額は、特別融資額1,000万円を限度として、取扱金融機関に支払った約定利子の50パーセントとする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(利子補給の申請)

第4条 利子補給を受けようとする者は、毎年1月1日から6月30日までの間に支払った約定利子については8月末日までに、また、7月1日から12月31日までの間に支払った約定利子については翌年1月末日（資金の貸付けを12月に受けた場合にあっては、その翌年に限り、2月末日）までに伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給金交付申請書（第1号様式）に、取扱金融機関の約定利子支払額証明を受け、市長に提出しなければならない。

(利子補給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による利子補給の交付申請があったときは、速やかに審査を行いその適否を決定し、伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。また、却下を決定したときは伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給金交付申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(利子補給金の交付)

第6条 市長は、前条の交付決定通知を受けた者の請求に基づき、利子補給金を交付する。

(利子補給の決定取り消し及び返還)

第7条 市長は、利子補給の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給の決定を取り消すことができる。この場合、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 利子補給交付申請に際し、不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。

(届出書の提出)

第8条 利子補給対象者は、交付期間中に次の各号のいずれかに該当する場合は、伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給変更届出書（第4号様式）により市長に届け出をしなければならない。

(1) 住所若しくは氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名）及び業種の変更があつたとき。

(2) 融資条件の変更があつたとき。

附 則

この要綱は、平成4年12月15日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に取扱金融機関が破綻した場合は、改正前の要項に定める様式による交付申請書等の用紙を使用することができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年7月15日告示第184号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 所在地（住所）
 事業所名
 代表者名
 電話番号

伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給要綱第4条の規定により、次のとおり利子補給金の交付を申請します。

なお、同要綱第2条第2項の規定による市税完納要件の確認のため、納税状況の調査に同意します。

借入金額		円
借入期間	年 月 日から	年 月 日
利子支払額	年 月 日から	年 月 日
	までに支払った約定利子額	円
利子補給金算出額	× % =	円
利子補給金申請額		円

約定利子支払額証明欄

利子補給対象期間	年 月 日から	年 月 日
対象期間償還額	①償還額	円
	②うち元金	円
	③うち利子額（①－②） （延滞利息を除く。）	円
第1回利子支払日		年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
取扱金融機関 代表者名		印

第2号様式（第5条関係）

伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給金交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号

住所又は所在地

申請者事業所名

代表者氏名

年 月 日付け提出のあった交付申請書について、次のとおり決定したので、伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給要綱第5条の規定により通知する。

年 月 日

伊勢原市長 印

- 1 交付金額 円
- 2 交付条件 伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給要綱第7条の規定に該当すると認められたときは、この決定を取り消す。

第3号様式（第5条関係）

伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給金交付申請却下通知書

年 月 日

様

伊勢原市長 印

年 月 日付け提出のあった交付申請書について、次の理由により却下した
たので、伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給要綱第5条の規定により通知します。

（却下理由）

第 4 号様式（第 8 条関係）

伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給変更届書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所
事業所名
代表者名
電話番号

伊勢原市緊急経営支援特別資金融資利子補給要綱第 8 条に規定する変更がありましたので、次のとおり届出いたします。

変更内容（融資条件の変更の場合は貸借契約書の写しを添付してください。）

変 更 前	変 更 後